

配合飼料価格差補てん制度にかかる新たな展開方向 (ポイント)

I. はじめに

全日基は基金制度の今日的な意義と国の役割を再評価しながら、通常基金及び異常基金の役割や補てん発動の在り方等を中心に関連する諸課題について広く検討を行い、基金制度を生産者視点で再考した全日基案としてとりまとめ、今後の商系グループ内における議論の材料とするとともに、農林水産省をはじめとする政策当局への政策提案とすることとします。

II. 基金制度を巡る課題

1. 通常補てん及び異常補てんの機能強化について

通常・異常の補てんの機能が従前に増して機動的に発揮される仕組みへの見直しが求められています。

2. 積立金負担の在り方について

輸入原料価格の高騰という生産者や飼料メーカーの責任に帰さない要因に端を発しており、本来は政策に責任を有する国の更なる支援が求められて然るべきです。また、飼料メーカーにあっては、コーポレートガバナンスの強化等社会・企業情勢の変化に伴い、積立金負担の維持は年々厳しいものになってきています。

3. 補てん財源の水準について

借入金に依存することなく、積立金の増額・減額・免除の組み合わせを機動的かつ的確に実施していくことが重要です。

ただし、急激かつ異常な原料価格の高騰により財源が枯渇する事態においては、財源の範囲内での「払いきり」についても対応手段として想定しておく必要があります。

4. 生産者に分かりやすい補てんの仕組みについて

補てん算定方式の変更（2014年）に伴い、補てんの有無の判明が従来に比べ約4か月の遅れとなり、生産現場では営農計画に支障ありとして問題視されています。これらのギャップを是正するための算定方式の速やかな見直し等が求められています。

5. 3基金団体の統合について

事業コストの低減等を図るためにも、3基金を統合化していくことが望まれます。

III. 主要3課題にかかる今後の展開方向

基金制度にかかる様々な課題の中で、① 通常及び異常補てんの融合による機能の強化（一本化）、② 生産者に分かりやすい補てんの仕組み、③ 3基金団体の統合については制度全般に関わる課題であることから、見直しの3本柱と位置づけ重点的に検討しました。

1. 通常補てんと異常補てんの融合（一本化）

○ 見直しのねらい

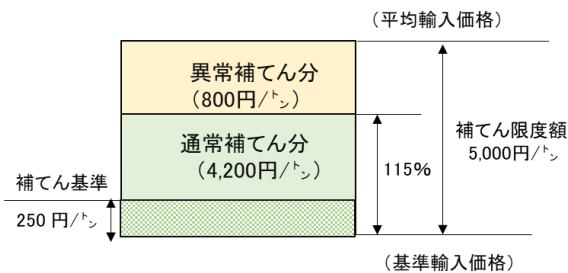
現在の補てんの仕組み（異常と通常の二階建て方式）に対して、通常補てんと異常補てんの両者を融合し、補てん発動となった場合に、常時、両基金から協調して補てん金を交付する仕組み（間仕切り方式）をみます。

異常基金からの支援を強化することにより通常基金の支出負担を軽減（3割程度）するとともに、このことを通じて、国及び生産者、メーカーによる基金造成の均等化を進め、併せて民間サイドの積立金負担の軽減を図っていきます。

(1) 間仕切り方式

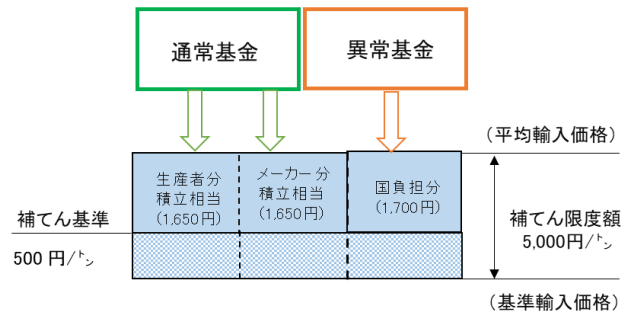
(図1)

○ 現行の補てん制度



- 通常補てんと異常補てんの2階建て制度
- 通常基金の発動基準は250円/トﾝ
- 基準輸入価格の115%を上回る分を異常基金から補てん
- 上記の例は、基準輸入価格：28,000円/トﾝ、平均輸入価格：33,000円/トﾝの場合の補てん額試算

○ 見直し案

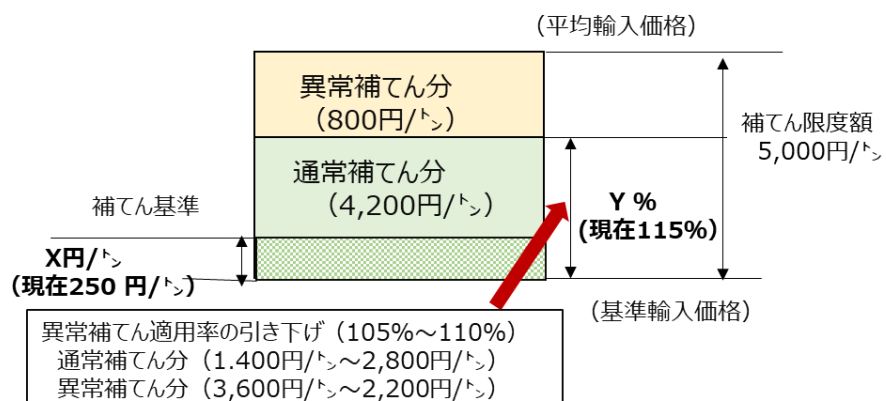


- 通常補てんと異常補てんは一本化（1階建、間仕切り）
- 通常基金の補てん基準を引き上げ（例えば、500円/トﾝ）
- 補てんに際し、通常基金から2、異常基金から1の割合で支出
- 現行制度は、通常基金から4,200円の補てん、見直し後は3,300円の補てんと負担が軽減される。

(2) 異常補てんの適用率の引き下げ

(図2)

○ 異常補てんの適用率引き下げにかかる見直し



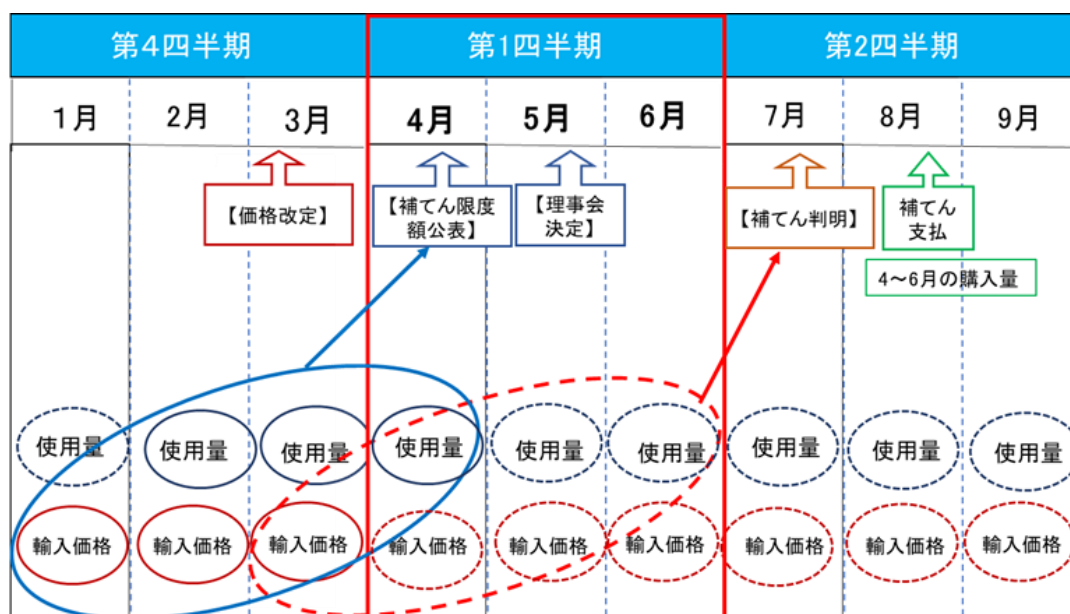
2. 生産者に分かりやすい補てん発動の仕組み

○ 見直しのねらい

算定に使用する月毎のデータを2ヵ月前倒しすることにより、極力、配合飼料価格の改定時（各四半期末）に近い時点（1ヵ月程度）で補てん発動の有無が判明する仕組みとします。

例えば、第1四半期の算定では、現状は補てんの有無が7月に判明するのに対し、見直し案では価格改定の翌月（4月）に判明、補てん金の交付時期も現状の8月から6月に早める仕組みとします。

(図3) 2ヵ月前倒し方式による算定の模式図



(注) 青色楕円：見直し案の月データ、赤色破線：現行方式の月データ

(表1)

○ 2ヵ月前倒し方式にかかる諸元（第1四半期（4～6月期）の場合）

項目	見直し案	現行	前倒し・短縮
輸入価格データ	1～3月の通関データ	3～5月の通関データ	▲2ヵ月
原料使用量データ	2～3月の製造データ 4月分は3月データを準用	4～6月の製造データ	▲2ヵ月
補てん限度額の公表時期	4月後半	7月半ば	▲2～3ヵ月
補てん金の支払い	6月中	8月半ば	(▲2ヵ月)

注：補てん金支払いの前倒し（短縮）の（▲2ヵ月）は見直し案を6月中旬とした場合の月数

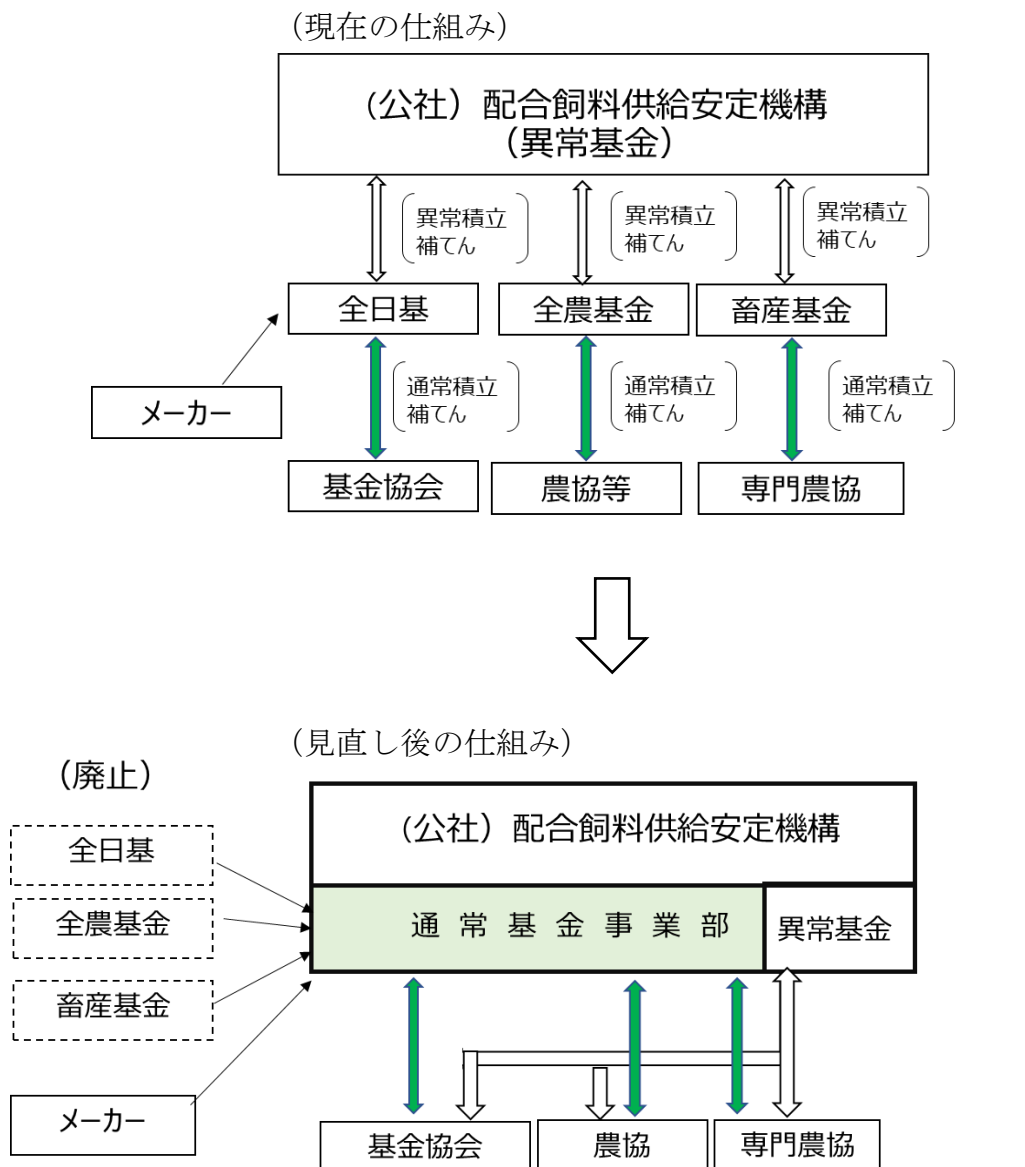
3. 3 基金の団体統合

(1) 見直しのねらい

中央3団体（商系、全農、畜産）は基金業務を「(公社) 配合飼料供給安定機構（安定機構）」に移管することとします。同時に安定機構内に通常基金の部署を新設し、基金の管理及び業務を一元的に推進します。

また、地方組織（基金協会、農協等）における基金業務は温存することとします。ただし、都道府県基金協会については、地域の実情に応じた再編統合を推進していきます。

(図 4)



注1: は、通常積立金、補てん金の流れ、 は異常積立金、補てん金の流れ。

注2: 基金協会・農協等と配合飼料安定機構との連絡調整は当面、親団体（飼料工業会等）が対応。